

外国人農業支援人材の受入れに係る出入国及び難民認定法の特例 ～農業支援外国人材の受入れ～

(国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 国家戦略特別区域法第16条の5 平成29年9月22日施行)

特例措置前

○「強い農業」を実現するためには、農業の成長産業化に必要な人材を確保することが急務だが、就労目的で農作業に従事する外国人材の入国・在留は認められていない。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法

ニーズ

○国内において、現在と同程度の農業生産を維持するのに必要な農業就業者数が、今後不足することが見込まれており、青年就農者の新規就農も計画通りに進んでいないことから、外国人材の活用についても検討が必要な状況。

特例措置

○国家戦略特別区域内において、国・自治体で構成する適正受入管理協議会による管理体制の下、一定水準以上の技能等を有し、農業支援活動を提供する企業に雇用される外国人農業支援人材について、入国・在留(在留資格「特定活動」)を可能とする。

※平成30年12月の出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の改正により、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度(以下「特定技能制度」という。)が創設され、農業が特定産業分野に位置付けられたことに鑑み、本事業は段階的に特定技能制度に移行する。

効果

○経営規模の拡大等による「強い農業」の実現。